

入 札 説 明 書

「宇都宮市石井保育園ほか3園で使用する電力の供給」

令和3年12月

宇都宮市 子ども部 保育課

令和3年12月13日付け公告した宇都宮市石井保育園ほか3園で使用する電力の供給に係る入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

記

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

宇都宮市石井保育園ほか3園で使用する電力の供給
予定使用電力量 450,693キロワット時

(2) 供給内容

仕様書による。

(3) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 供給場所

別紙1のとおり

(5) 入札方法

(1)に掲げる数量の総価により行う。ただし、契約は単価によるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和2・3年度入札参加有資格者名簿の取扱種目「電力」に登録されている者であること。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止又は入札参加保留中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 環境配慮の評価項目（二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入）における合計点数が70点以上であること。なお、当該条件の詳細については、別添1による。

3 入札参加の手續等

(1) 入札に必要な書類の交付期間及び場所

- ア 交付期間 公告の日から入札参加資格の確認申請期限の日まで
- イ 交付場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課（宇都宮市本庁舎2階）
電話 028-632-2384
※宇都宮市ホームページからダウンロード可能
(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)

(2) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- ア 申請期限 令和4年1月14日（金）午後5時15分（必着）
- イ 提出場所 (1)のイの場所
- ウ 提出書類 入札参加確認申請書（様式1号）及び添付書類
- エ 提出方法 持参又は郵送すること。

(3) 確認結果の通知

提出された書類等により審査し、その結果を令和4年1月21日（金）までに通知する。（様式2号）

4 質問の提出等

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和4年1月21日（金）午後5時15分（必着）
- イ 提出場所 3の(1)のイの場所
- ウ 提出方法 任意の様式で作成した質問書を電子メールにより提出すること。
- エ 提出先アドレス u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、入札参加者すべてに電子メールで回答する。
回答期限 令和4年1月28日（金）

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 執行日時 令和4年2月9日（水）午後2時30分

(2) 執行場所 宇都宮市本庁舎13階 教育委員室

(3) 入札書の提出方法

入札書（様式3号）を持参し、提出すること。代理人が入札するとき、委任状（様式5号）を添付すること。

(4) 開札

入札後、直ちに開札する。

(5) 入札書の記載方法等

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書には、1の(1)に掲げる数量の総価を記載すること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないものとする。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札金額内訳書（様式4号）に契約を希望する基本料金単価及び電力量単価を記入して積算し、入札書に添付すること。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札をした結果、落札となるべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (3) 入札回数は、初度入札を含め2回までとする。最終入札の結果、最低入札価格と予定価格との間に相当の差があるときは、入札を不調とする。ただし、最低入札価格が予定価格を上回っていても、その差が少額であるときは、随意契約に移行するものとする。この随意契約の見積回数は最大3回までとする。（見積書（様式6号））
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
免除

8 契約書の作成の要否 要

9 支払い条件 分割払い（月払い）

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者がした入札

- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第15条の規定に該当する入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することがある。
- (3) 入札参加者は、入札説明書、関係法令等を熟読の上、入札すること。
- (4) 入札参加者は、入札辞退届（様式7号）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。
- (5) 入札参加者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。